

令和6年8月臨時会会議録

令和6年8月16日 金曜日 午前10時00分開会
議長 佐藤卓也 副議長 今田浩徳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	8番	鈴木法学	議員
9番	辺見孝太	議員	10番	渡部正七	議員
11番	新田道尋	議員	12番	八畝長一	議員
13番	伊藤健一	議員	14番	山科正仁	議員
15番	高橋富美子	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	小野周一	議員	18番	小嶋富弥	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	高橋学
上下水道課長	阿部和也	会計管理者長 兼会計課長	加藤功
教育長	津田浩	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀
学校教育課長	杉沼一史	社会教育課長	今田新

事務局出席者職氏名

局	長	山科雅寛	局	長	補	佐	高橋智江
主	事	小野一樹	主	事		秋葉佑太	

議事日程

令和6年8月16日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 市長の行政報告
- 日程第4 報告第9号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について
- 日程第5 報告第10号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第6 議案第34号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第35号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

佐藤卓也議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名です。

会議前に私から一言挨拶させていただきます。

7月25日からのこれまでに経験のない豪雨は、私たち新庄市民に多数の甚大な被害をもたらし、若き警察官の貴い命を奪いました。被害に遭われた市民皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられた2人の警察官の御冥福をお祈りいたします。

災害から市民を守るため、また、早期の災害からの復旧のために昼夜尽力されている市職員をはじめ、関係機関の皆様に敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

私たちは、このことを教訓として心に刻み、災害に備えていかなければなりません。議会としても、議員一同、早期復旧に向け尽力してまいりたいと思います。

また、この災害により被害を受け憔悴されている方々をはじめ、市民の皆様の活気を取り戻したいと考えております。

今月末には新庄まつりが開催されますが、新庄まつりは、藩政時代の宝暦6年（1756年）、5代藩主戸澤正誼公が、前年の冷害による深刻な凶作や飢饉によって憔悴し切っている領民に活気と希望を持たせ、五穀豊作や領内安全の祈願をするため、戸澤氏の氏神である城内天満宮の新祭を命じ、身分や老若男女の区別なく全ての領民を挙げて行ったのが起源とされており、新庄まつりは市民や見る人を含め、勇気と希望を与えています。

また、令和7年は新庄市が開府400年を迎える節目の年でもあり、先人たちの歴史を再認識し、郷土への愛着と誇りを持ってまちづくりを進めるとともに、新庄まつりの270周年という

記念の年となります。私たち議員が祭りのはっぴを着用しての議会を開催し、新庄まつりをPRすることで、災害を乗り越え、市民総参加でつくり上げる新庄まつりが盛り上がり、市民の皆様が活気を取り戻す一助となることを願うものでございます。

これより令和6年8月新庄市議会臨時会の新庄まつり議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

なお、クールビズ期間でありますので、暑いときは上着を脱いでも構いません。

日程第1会議録署名議員指名

佐藤卓也議長 日程第1会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において鈴木法学議員、小嶋富弥議員のお二人を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

佐藤卓也議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長八鍬長一議員。

（八鍬長一議会運営委員長登壇）

八鍬長一議会運営委員長 改めておはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について報告申し上げます。

去る8月9日午前10時より、議員協議会室に

において議会運営委員4名出席の下、執行部から副市長及び関係課長の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和6年8月臨時会の運営について協議をしたところであり、

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受けました。

協議を行った結果、会期につきましては本日8月16日、1日と決定いたしました。

このたび提出されます案件は、報告第9号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、報告第10号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、議案第34号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第3号）及び議案第35号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）、以上の計4件であります。

案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので、報告2件の後、補正予算2件を委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくをお願いいたします。

佐藤卓也議長 今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、8月16日、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、会期は8月16日、1日と決しました。

日程第3市長の行政報告

佐藤卓也議長 日程第3市長の行政報告をお願い

します。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 改めましておはようございます。

本日は議会の皆様から御提案ございまして、新庄まつり、はっぴ議会というようなことでありまして、大変すばらしい取組だというふうに評価するわけでありまして、私ども執行部といたしましては、現段階でまだ被害箇所の確認が終わってない部分もございまして、今年是我々遠慮をさせていただいて、来年から皆さんと一緒にはっぴを着ての新庄まつり議会と一緒に参加して、議会を開催したいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく御理解をいただきたいと思います。

それでは、行政報告をいたします。

まず初めに、台湾への訪問でありますけれども、台湾南投県草屯鎮への表敬訪問について御報告いたします。

昨年9月、簡景賢草屯鎮長及び行政関係者並びに民間団体による訪問団が本市を訪れ、国際友好交流協定が締結されました。

このたびは、締結した協定の内容に沿って、互いに今後の交流を促進するため、私が団長として、議長をはじめとする市議会議員、行政担当者、民間団体、企業の代表の方など総勢24名の訪問団を結成して、7月7日から10日までの日程で台湾へ渡航し、現地の市役所に相当する草屯鎮公所への表敬訪問を行いました。

7月8日、草屯鎮公所では、簡鎮長及び公所の職員による歓迎セレモニーの後、市議会議長に相当する鎮民代表会の陳主席も同席していただき、締結した協定内容の確認及び今後の交流促進に向けて意見交換を行ったところであります。

意見交換におきましては、昨年本市へ来訪していただいたことへの感謝の意を伝えるとともに、訪問団に参加した市内高等学校の代表者か

ら、本市と草屯鎮内の高等学校の生徒の交換留学の提案をいただくなど、活発に意見が交わされ、交流の実現に向けた一歩を踏み出したと考えております。

草屯鎮訪問2日目であります7月9日、前日から降り続いた豪雨による災害対応のため、私は訪問団より1日早く帰国したわけですが、訪問団は公所職員に案内していただき、草屯鎮内の施設の視察を行いました。視察におきましては、同じ新庄という校名を持つことをきっかけとして交流が始まった新庄国民小学校をはじめ、草屯鎮内の民営観光施設、公営の伝統工芸や文化、スポーツ施設など様々な場所を視察させていただいたところであります。

新庄市、草屯鎮、それぞれインバウンド、アウトバウンドの促進といった観光分野のみならず、教育、産業、伝統文化など各分野において、今後具体的な友好交流に関する協議を進めるに当たり、草屯鎮という都市の現状を知るために非常に有益な時間となったと感じております。

視察後の昼食交流会では、簡鎮長より、ぜひ来年新庄まつりを訪問したい、秋に開催される草屯鎮の祭りにもぜひ来てほしいとの御提案をいただきました。また、早ければ今年の冬にも高等学校の生徒同士の交流実現が期待される所でございます。

本市と草屯鎮、双方から交流に関する具体的な提案がなされたことは、このたびの訪問の成果であると考えております。

今後は行政関係者のみならず、民間における交流促進に対する支援など、市民、鎮民が参加する交流機会の創出を図るため、施策の検討を行ってまいります。

また、先月25日の豪雨災害に当たり、台北駐日経済文化代表処を通じ、簡鎮長より心温まるお見舞い状を頂きました。本市、草屯鎮との相互訪問による両自治体間の絆の強さを改めて認識したところでございます。

なお、先月30日から8月2日に実施する予定でありました市内小学校児童の草屯鎮新庄国民小学校及び虎山国民小学校への訪問による新庄市立小学校台湾スポーツ交流事業は、この豪雨災害の影響により日程を延期することといたしました。実施日程につきましては、今後改めて先方と調整してまいります。

以上、台湾南投県草屯鎮の表敬訪問についての行政報告とさせていただきます。

続きまして、豪雨被害の状況について御報告いたします。

7月25日からの大雨による被害状況についてでございますが、報告に先立ち、26日未明に、本合海地内において、救助要請を受けた2名の警察官が濁流に流され殉職されました。心から敬意と深い哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げます。

また、このたびの豪雨災害により被害に見舞われた皆様に対しお見舞いを申し上げます。

それでは、令和6年7月25日からの大雨の被害状況について御報告いたします。

このたびの大雨は、梅雨前線の影響により、日本海から雨雲が次々と庄内地方と最上地方に到来し、7月25日午前10時頃から翌日午前1時頃にかけて記録的な激しい雷雨となりました。降り始めからの総雨量は435.5ミリメートルとなり、平成30年8月豪雨による記録の約1.5倍超に達するなど、統計開始以来最大の値となっております。

また、午前10時43分の大雨警報を皮切りに、洪水警報、土砂災害警戒情報が次々と本市に発表されたことから、午後2時40分に災害対策本部を設置いたしました。

午後11時40分には、本市初めての大雨特別警報が、続けて線状降水帯の発生による顕著な大雨に関する情報も発表され、大雨による災害発生危険度が急激に高まったことを踏まえ、災害対策本部において情報集約と災害対策を進め

たところであります。

避難指示につきましては、指首野川の水位上昇が確認されたことから、午後0時20分に中道町、中山町に高齢者等避難を発令することにより早期の避難を呼びかけ、その後、土砂災害警戒情報の発表により、午後1時から段階的に指首野川流域や土砂災害警戒区域に該当する町内の1,458世帯に避難指示を発令し、市民の安全の確保に努めたところであります。

また、市内の道路や水路、宅地など冠水しており、夜間の避難は非常に危険を伴うことから、午後4時5分には警戒レベル5の緊急安全確保を初めて市内全域に対して発令し、建物の2階などへ垂直避難を促したところであります。

なお、避難誘導につきましては、防災行政無線や市ホームページ、SNS、携帯電話のエリアメール、新庄コミュニティFM、消防団の警戒広報活動など、あらゆる手段を用いて発信をいたしました。

避難の状況につきましては、明倫学園、升形小学校、わくわく新庄、本合海小学校、萩野学園、市民プラザの6か所を避難所として順次開設し、最大262名の方が避難されたところあります。

住宅等の被害につきましては、区長を通じて集約しており、床上浸水が34件、床下浸水が134件の被害が報告されております。主に東山地区や末広町地区での浸水被害が多く、市営住宅東山団地1・2号棟も床下浸水被害を受けております。

これら浸水箇所につきましては、25日の降り始めから市内各所で発生しており、消防団が土のうの設置や排水作業を精力的に行ったところあります。

災害ごみの回収につきましては、7月28日から8月12日まで、旧新庄工業高校跡地において受入れを行い、現在も災害協定に基づき、新庄市建設クラブ及び新庄最上清掃事業組合による

戸別回収も実施するなど、個人での運搬が難しい方にも配慮した体制を取っております。

また、新庄市社会福祉協議会では、災害ボランティアを募り、被災した家屋内の片づけや泥出しの作業などに御活躍いただいたところあります。

道路被害につきましては、国道や県道など通行止めにより大きな影響を受けており、早期の復旧を要望してまいります。なお、市道におきましては、32路線、62か所に道路崩壊、土砂崩れ、土砂流入などの被害が生じております。

河川につきましては、新庄市内の県管理河川で15河川150か所の護岸損壊、河川浸食、堤防決壊などが生じており、市が管理する準用河川、普通河川につきましては、5河川6か所に護岸決壊などの被害が生じております。

土砂崩れの被害につきましては、土砂災害警戒区域の升形地区や本合海地区をはじめ、二ツ屋地区、あたご町で崖崩れが発生しており、避難指示を行うなどの対応を行っております。

農林水産被害につきましては、依然調査中ではありますが、水田ののり面崩落が167か所以上、農道ののり面崩落等が90か所以上、用排水路ののり面崩落等が141か所以上、牛舎浸水が2棟、林道被害4路線、農業用ため池8か所が堤体欠損等、農地冠水が約5,000ヘクタールなどとなっております。

今後も被害調査を進めるにつれて被害箇所や被害面積の拡大が予測され、それぞれの被害額につきましても現在調査中であります。

このたびの甚大な被害につきましては、既に災害救助法の適用を受けておりますが、8月6日には市長会として県知事や町村会と共に、内閣府、財務省、国土交通省、農林水産省の各府省への緊急要望を行ったところであり、激甚災害についても指定される見込みで指定に向けた手続が進んでおります。

今後も国や県と連携し、各種支援策を活用し

ながら、早期の復旧を目指すとともに、新たな治水対策の取組、自然災害に強いまちづくりを進めてまいります。

今後も市民の安全を守るため、決して遅れることなく避難情報を伝達し、迅速かつ適切な対応に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、7月25日からの大雨による被害状況についての報告とさせていただきます。

日程第4報告第9号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

佐藤卓也議長 日程第4報告第9号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 報告第9号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

先ほど行政報告で説明いたしました7月25日からの記録的な大雨によりまして、市内各所で住宅や農地、道路、河川等の被害がありましたことから、これらに早急に対応するため、7月26日付で予算の専決処分を行ったものであります。

発災直後におきまして、被害状況とこれからの復旧に係る経費を把握することが困難でありましたので、予備費に3億円を追加補正し、様々な被害に臨機応変に対応できるようにしたものであります。

可能な限り速やかに災害対応を図るため予算化したものでありますので、御承認くださいま

すようよろしくお願い申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました報告第9号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま市長から、災害の被害に臨機応変に対応するためというお話がありました。

今、実際に市民の方々からは、なるべく早くしていただかなければならないという声が上がっています。

例えば、災害土砂、流木処理費などを、処理をやってしまって、重機の借入に10万円ほどかかってしまったというお話がありました。これについて、どのようにお考えなのか。

また、同じく土砂が入って、農機具が冠水によって急いで買い換えなければいけないということもありました。これは補助をどう考えているのか。

また、あたご町で生活道の崩落があり、個人宅も水路も、個人宅は曲がったようには見えませんが、脇の水路がなくなってしまうので、家も相当ひどいことになるような気がいたします。そういった生活道への補助、あるいは個人宅、どのように考えておられるのかお願いします。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 それでは、私のほうから住宅地に流入している土砂、または流木についての撤去ということで御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

今回の7月25日からの大雨による被害ということにつきまして、住宅地に流入した土砂、流木につきましては、その処分につきまして市で負担をしたいということで、今現在、本日までですけれども、排出する場所を指定しまして、

そちらのほうに運んできていただくという手続をさせていただきます。

また、個人でなかなか量が多い、大きなものがあるということで処分できないというものにつきましては、申請をいただきまして、状況を確認しながら、その部分につきましてはこちらのほうで手配して、運搬、処分ということで手続を進めているところでございます。

また、既に個人的に処分をしてしまったという方々について、これにつきましてはの補助というか、補填という形での考えについても今後進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

宅地に対しての考え方ということで、以上の形で今現在進めているということで報告をさせていただきます。

以上です。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 私のほうからは、あたご町関連の私道でありますとか水路の部分についてお答えさせていただきたいと思っております。

今回、自然災害等による被害というところではございますけれども、基本的には所有者の方が管理するものとなりますので、所有者の方で復旧していただくというのが基本となるというふうに考えてございます。

また、災害救助法等々指定されておりますので、その辺の補助と申しますか、内容としてはお見舞金のような形の制度になっているわけですが、こちらについては住家、住むためのお宅が、今現在住めない状態にあるので、それを何とか住めるような状態に仮復旧するというものに対しての補助制度、お見舞金の対象となるというのが今現在確認しているところでありますけれども、御指摘の道路、水路等については、今現在、補助等については把握していない状況にございます。

以上です。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 農機具の被災というようなことであります。

現在、県の補助事業のほうがおおむね決まったということで、周知する準備をしておりますが、県のほうから国のほうへ新たな助成措置も要望されているというような話も伺っております。

30年災のときも国の助成事業を受けて、そちらのほうはかなり有利ですので、そちらのほうで早めに対応できればというようなことで考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまのあたご町の生活道の崩落についてですが、道路、水路は把握していないというふうに聞いたんですが、本当ですか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 すみません、私の言い方が悪かったですね。

被害については把握してございますが、そちらに対する公費負担、公費補助については、今現在、そのような制度があるというのは確認が取れていないという回答でございます。よろしく申し上げます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 市で生活道の補助というのがございまして、この半分は市が持つという補助がありますが、残念ながら残金は僅かと聞いております。そういう意味で、生活道の補修というような形ででも、市でも独自に補助を増やすべきと考えますが、どうでしょうか。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 生活道路の整備に係る補助ということでの御質問でございます。

こちらのほう当初予算ということで持っていますが、これまで御相談を受けた中で予定をして、予算を計上させていただいていると。

今回の被害に遭われたような私道路につきまして、今後御相談いただいて、補助の申請等々ありましたら、その内容に応じて、補助の金額をまた補正をするというようなこともあろうかと思っておりますので、御相談いただければというふうに考えてございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

18番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) 今回の専決、いち早く手当てするということは異存はないんですけども、この財政調整基金から繰り入れた3億円、その残高はどのぐらいになるのか。

また、先ほど市長も激甚の指定を受けるといふ、これ繰入金が入ってくる可能性があるのか、ないのか、お願いします。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 それでは、財政調整基金について若干御説明させていただきますけれども、今現在に対する、この次の見込みということでよろしいでしょうか。

それでは、まずは一番最初、令和5年度の財政調整基金の決算額による残の見込みでございます。そちらが21億9,700万円ほど、それで、令和6年度の当初予算での財政調整基金の取崩し額、これが1億9,000万円でございます。

今回の専決分が3億円ということでございまして、これは令和6年度末の予定ということになるんですけども、財調への新たな積立てがないとすれば、およそ17億700万円ほどという

ふうに見込んでございます。

以上です。

失礼しました。国からの戻しにつきましては、今回の災害査定において、特殊財政的な需要ということで、特別交付税の戻しがあるものというふうに、交付税措置の戻しがあるというふうに考えてございます。

以上です。

18番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) ありがとうございます。

大体17億5,000万円内の着手ということですが、これ今後もっと災害が予想されて、取崩しになる可能性もあると思うんですけども、この17億5,000万円という財政調整基金は新庄市の基盤財政の中で大丈夫でしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 財政調整基金の適正な額につきましては、標準財政規模の10%ほど見込まれております。したがって、新庄市の財政規模から言いますと、10億円以上、10億から15億ということでございますので、今現在では、適正な値というものは保っているというふうに考えてございます。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

7番(山科春美議員) 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7番(山科春美議員) 本当に災害対応お疲れさまです。3点ほどちょっとお聞きしたいことがございます。

今、小嶋議員もおっしゃったんですけども、予備費ということで、歳出3億円ということで確保できたわけなんですけれども、様々な被災者支援を現在もされておりますけれども、この予算というのはどのぐらい使い切ったのか、それと、またこれから予定しているものとかがご

ございましたら、そちらを教えていただきたいです。

2点目です。農業被害のところなんですけれども、いろいろ地域のところを聞いていますけれども、ため池が欠損したりとか、様々なことがありますけれども、何か市としてできることはないのかというふうな言葉もよく聞かれます。そういったところ、もし考えているところがあったら教えてください。

あと3つ目なんですけれども、災害救助法が発令されて、決定されたということなんですけれども、この災害救助法で、さっき環境課長もおっしゃっていましたが、どういうことができるのか、また、実際に行っていることは何か教えてください。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 では、私から最初の今回の予備費の中身について、若干御説明させていただきます。

今現在、農林課長、都市整備課長からもございましたように、今回の予備費につきましては、大まかに言うと災害の応急対応、農地、道路等ですね、それから小規模な復旧、これも農地、道路に充ててございます。そのほかのものとして、災害ごみ等の処分費ですとか、宅地に流れ込んだ土砂の処分、それから、これから行われます災害復旧工事の査定設計に使用するものと、充当するものとして考えてございます。

今現在の見込みということで、正確な数字ではないんですけれども、これら合わせまして2億5,000万円ほど支出があるんだろうというふうに考えてございます。

今後の予備費等災害復旧費の見込みですが、まだ確定していないところがございます。ただ、早期の復旧に臨みたいということで、我々も幾つかのパターンを検討しているところでございますので、それがまた予備費対応になるか、そ

れとも9月の補正になるか、こういったことを検討しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 山科議員のほうから、今回被災しましたため池について御質問いただきました。

ため池につきましては、堤体が欠損等をしているということで、これ以上欠損が広がらないよう、ブルーシートを各管理者のほうに配布しまして、また降雨が予想されましたので、その前に手当てをしたところでございます。

現在、国、県の職員の方も含めまして、詳細な調査を行い、災害査定のほうに上げる準備をしているところでございます。

以上であります。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 私のほうからは、災害救助法に関するところに対してお答えしたいと思います。

こちらの法律につきましては、災害等の被害に対しまして、国民の命を守る、その行為に対して国のほうで支援を行うというのが主な目的の法律となっております。

そういったところを踏まえまして、内容といましては、まず大きなところとしては、避難所に関する費用ですね、避難所設営に関する人件費でありますとか、例えば民間の施設を借り上げた場合のそういった費用、そういったものを国のほうで支援を行うと。

もう一つが、住むためのおうち、住家ですね、こちらの被害に対するもの。先ほども言いましたけれども応急処置、住めなくなったおうちで、何とか仮住まいできるような状態に戻す費用でありますとか、ブルーシート等々で浸水を防ぐとか、そういったあくまでも仮復旧に対するも

のというような感じで、あくまでも初動の部分、初めの部分という形での補助内容となっております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 様々な対応をしていただき、また今後いろいろ検討してくださっていることが分かりました。ありがとうございます。

市の地域防災計画にのっとっているいろいろなことを進めてくださっているんだなというふうに感じているんですけども、災害救助法のところだったんですけども、じゃあ初期段階のものであって、今後起こることに対しては何か適用になるものはあるでしょうか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 今現在もなかなかその辺の、どの辺が適用になるかというのは精査中の部分はあるんですけども、基本的には、これからのものというよりは、緊急避難的に対応する経費に係る補助というような内容になってございます。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 最初に、今回の3億円という予算規模についてお尋ねをしたいと思います。

水害被害の状況等を考えると、3億円という金額で少ないのかどうかということと、また、平成30年、令和元年度決算では、災害復旧費約3億円となっておりますけれども、また、財政課長から先ほど2億5,000万円という根拠の数字が出ておりましたけれども、その辺はどうでしょうか。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 このたびの補正の予備費充用の3億円というのは、あくまでも一時的なものでございます。

まだ被害金額の全体的なものが見えていないという中での措置でございますので、令和元年度の予算の決算のところも参考にした部分は若干ございますけれども、3億円ということではまず措置させていただいたということでございます。

以上です。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） 分かりました。

もう1点お願いします。

農地災害ですけれども、こちら約5,000ヘクタールということで、新庄市の農地が約同じ面積かと思います。ほぼ全域で農地被害があったというふうに理解してよろしいかということと、もう一つは、その中で土砂流入等はどれぐらいの割合が見込まれているかについて教えていただきたいと思います。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 浸水相当の面積としましては、新庄市の経営耕地面積が5,094ヘクタールであります。経営されていないという言い方が正しいのかどうか分かりませんが、市全体の農地面積としては約5,400ヘクタールでございます。ほぼ全域が浸水したというふうに想定しております。

また、土砂流入につきましては約1,000ヘクタールというふうに見込んでおまして、こちらの費用が今後かさんでくるものというふうに思っております。

また、浸水のあった農地につきましても、農作物等被害もこれから詳細な金額が出てくるも

のというふうに思いますので、金額的なもの、どこまで広がるのかということがちょっと想定できないんですけれども、今、鋭意調査中ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） いずれも分かりましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 新庄ふるさと歴史センターの被害状況について詳しくお聞きしたいんですが、地下の展示室内の収蔵品が冠水してしまったということで、昔の暮らしの道具だったりとか農機具、わら細工などがあったかと思うんですが、完全に冠水してしまったということなんでしょうか。お願ひします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 ふるさと歴史センターの被災状況でございます。

7月26日翌日の朝8時に確認したところ、ふるさと歴史センター地階の2階の部分、下から104センチぐらいの冠水が確認されたというようなことで、直ちに排水処理に入ったところで

す。民具がそれぞれ展示されていたわけですが、その民具の展示した部分の約3分の1ぐらいが、全体で1万2,000点と言って皆さんにお伝えしてきたわけですが、その3分の1ぐらいが浸水したというふうなことです。

3日間かけて排水処理をしましたが、その後、地上階に搬出した上で、乾燥させて除菌、除カビの作業に当たっているというふうなことでございます。

まず民具については、そのようなお答えです。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 機械設備なんかにも被害が出て、停電されているかと思ひます。近隣の文化会館の地下施設だったりとか市民プラザは大丈夫で、ふるさと歴史センターだけが地下室に浸水してしまったということなんでしょうか。

また、こういった公共施設の被害の場合は、いわゆる共済だったりとか、保険のいわゆる水災補償などで対応するんでしょうか。お願ひします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 お答えします。

ふるさと歴史センターにつきましては、昭和58年の完成というようなことで、市民プラザも平成2年の完成というようなことです。

高圧電気受変電施設、キュービクルと申し上げておりますけれども、このたび歴史センターの地下の階にあったキュービクルが冠水のため、停電を起こしたというふうなことでございます。

古い時代に建てた公共施設に関して、市民プラザも地階にあるというふうなことでございますが、ふるさと歴史センターへの雨水の流入が、今までにない量が入ったことで、停電を起こしてしまったというふうなことになります。

変電施設でございますので、復旧にはかなり時間がかかりまして、施設の電力規模に合ったキュービクルを新たに設備として導入しなければならないというふうなことで、地階ではうまくないんだらうと、今回のような被害がないような場所に造っていかなくちゃいけないんだらうというふうなことを考え、今後、基本設計から実施設計、施工というふうなことで、1年半以上、18か月、20か月ぐらいの工期が必要なんだらうなということで、お話しさせていただ

ております。

その間、停電のため閉鎖ということになりますので、今現在、事務機能を発電機による発電によって賄っておりまして、民具に対しての送風なども施しているところでございます。

今後、施工に当たるまでの期間に関しては、レンタルでキュービクルを導入するような計画をしていかなくちやいけないだろうなと思っておりますが、取り急ぎ計画を進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 歴史センターの復旧に関しまして、共済等が当たるのかという質問に対してお答えさせていただきます。

市有物件共済というものがございまして、そちらを充てられるというふうなことで確認は取っております。50%ということでしたけれども、実際、歴史センターの修繕というのは、今やっている仮復旧のものと本復旧の部分がございまして、いろいろな過程の中の、例えば設計ですとか本当の工事代ですとか、どの部分に当たるのかということ、現在、その詳細について確認中ということでございます。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

6 番 (田中 功)議員 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番 (田中 功)議員 災害にあつては、市役所の職員の方々、日夜御努力なされまして、復旧・応急対策などについて不眠不休で頑張っていたことを目の当たりにしていますので、本当にお疲れさまでした。

私から、今後の復旧についてちょっとお伺ひしたいんですが、多分、県道・国道等の道路、河川等については、それぞれの管理者が復旧を行っていくと思うんです。市についても、市道

の崩落とか市の準用河川等については、市の復旧というふうな考え方を持っておられると思うんですが、その中で、非常に未曾有の災害、豪雨だったものですから、山が崩れて、地域の水路などが陥没して、それも幅が50メートル近く崩落して水路を塞いでいると。その水路が地区内の防災の水路であったり、生活用水を受けている水路であったりしてしまひて、基本的には山の所有者の復旧、あるいは水路を管理している地域の復旧というふうには認識しているところでもあるんですが、非常に集落の高齢化がありまして、復旧するにも費用が非常にかかりそうだとこのところについて、市側の援助、補助などができないものかというふうには考えているところなんです。

そういう個人の所有地が崩落して、別の施設に被害を及ぼしたというような場合、どのような復旧を考えられるのかお伺ひしたいと思います。

あわせて、準用河川、普通河川は新庄市で管理として認識しているようではございますけれども、そういったところの水路も広範の崩落とか起きております。そういったところの今後の復旧事業についてもお伺ひします。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 今回の質問、ちょっと難しい部分があるんですけども、農地等につきましては、農林のほうで災害対応していくということが筋であるというふうには思っております。

御質問の内容が個人の所有の山ということでありまして、現在、国有林、民有林も含めて、そういった山腹崩落というものが確認されてございます。国有林については、今回、国のほうで何とか手だてをしていただけるというような話を伺っております。民有林につきましても、県の森林整備課と御相談させていただいて、どういった復旧方法がいいのかという話もさせて

いただいております。

あと、農業用水路等でありませば、農林災害のほうで対応することが可能であるわけですが、生活用の水路であれば、ちょっと農業用というふうに位置づけられればそういった対応も可能かなというふうに考えておりますが、そちらは現場現場で対応させていただければというふうに考えております。

以上です。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 その施設、被害を受けた施設に関してということで、関連してお答えさせていただきますと思います。

山からの土砂流入ということで、市道のほうに土砂が流入した場合、市道の範囲については、当然、市のほうで除去を行う形になるかと思えます。側溝についても、市の道路の側溝ということであれば、その部分の土砂の撤去ということになるかと思えます。

ただ、それ以上の山肌について、何か手当て、今後できるかということでございますけれども、最低限のことは対応したいというふうに考えておりますが、根本的な崩れだとか、山林の伐採だとかということについては、やはり所有者とか、県とか、国のほうに相談しながらということになるかと思えます。

もう一つ、準用河川、普通河川、市のほうで管理している河川につきましては災害のほうの対応ということで、今後、災害査定を受けながら復旧ということで、順次進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

6 番（田中 功議員） 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番（田中 功議員） 準用河川、普通河川等については、いろいろな管理者、改良区も含めて管理している部分はあると思うんですが、そ

の点は改良区以外の河川などもございますので、ぜひとも災害復旧対応がなされればというふうに思っております。

山の崩落によって、生活用水、あるいは農業用水というようなことで、土砂の流入によって施設まで埋没しているものですから、施設までコンクリート水路が壊れているか不明なんですけれども、その土砂を撤去しなければ用水として利用できないという現実があります。ところが、今言ったように高齢化があったり、非常に集落の戸数が少なかったりしている地域は、その費用負担についても苦慮している状況があります。そのような場合、応急的に、例えば重機を入れて掘削するという手段が必要になってくると思うんですが、そういった場合、災害対応とした手だてとして認めていただけるのかどうかということもお伺いしたいんですが。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 農業用水であれば、農業用の農地災のほうで対応が可能かというふうに思います。用途によって災害の使用できる事業もちょっと変わってきますので、その辺は現地の方と御相談させていただきながら対応させていただければなというふうに思います。

また、こちらのほうでも確認できている場所と確認できていない場所、まだかなりございます。今日も農家の方が見えられて情報提供していただいております。毎日うちのほうで確認しているところと確認できていないところの潰し合いをやっているところがございます、毎日被害箇所が増えていくという状況でもございます。

どれを災害査定のほうに上げるかという作業も、並行しながら現在進めているところがございますが、いろいろな制度を活用しながら対応してまいりたいというふうに考えてございますので、御相談いただければというふうに思いま

す。よろしく申し上げます。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 分かりました。よろしく申し上げます。

あわせて、被害状況の把握については非常に苦慮しているように感じます。都市整備課の中で把握の部署、農林課、あるいは環境課ということで、把握箇所、内容によっていろいろな窓口があるようにも感じますが、災害対策本部ということで、環境課の建物を利用して本部が立ち上げられていると思います。そこでの集約とかということにはなっていないのでしょうか、お伺いします。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 議員御質問ありましたけれども、災害対策本部立ち上がっておりますので、今回こういった被害状況については、まず環境課が事務局となっておりますので、こちらで取りまとめするということになってございます。その結果が、今回、行政報告の資料としてお示ししております資料というふうになってございます。ただ、先ほどから申し上げておりますけれども、現在調査中という部分が多々ありますので、若干抜けはあるかもしれませんが、基本的にはこちらの資料というのが、今現在、市として被害として把握している内容になってございます。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第9号令和6年度新庄市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号はこれを承認することに決しました。ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第5 報告第10号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

佐藤卓也議長 日程第5 報告第10号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 報告第10号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御報告申し上げます。

本案は本年3月に発生しました人身事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定

により報告するものであります。

専決処分の内容についてであります。令和6年3月12日、横断歩道を横断中の歩行者と公用車との衝突事故により歩行者が負傷したものであります。相手方との示談が調いましたので、8月2日に専決処分を行いました。損害賠償額は19万5,395円であり、相手方につきましては議案書に記載のとおりであります。

公用車の運転につきましては、今後も安全管理の指導を徹底し、事故の防止に努めてまいります。

以上、損害賠償額の決定についての専決処分の報告とさせていただきます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました報告第10号については、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承願います。

議案2件一括上程

佐藤卓也議長 日程第6議案第34号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第3号）及び日程第7議案第35号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）の補正予算2件について会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第3号）及び議案第35号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）の補正予算2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

山科朝則市長 議案第34号令和6年度新庄市一般

会計補正予算及び議案第35号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第34号令和6年度一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億302万8,000円を追加し、補正後の予算総額を2億2,327万9,000円とするものであります。

3ページの第2表債務負担行為補正につきましては、図書館エレベーター改修事業を追加しております。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の変更に伴う地方債の金額を変更するものであります。

次に、6ページからの歳入についてであります。16款県支出金、農業費補助金の内示額に合わせて増額しております。

20款繰越金は、このたびの補正予算の財源として前年度繰越金を増額しております。

21款諸収入は、新型コロナウイルスの定期予防接種に係るワクチン確保事業助成金を増額するものであります。

22款市債は、社会教育施設に係る事業費の変更に伴い補正するものであります。

次に、7ページからの歳出についてであります。4款衛生費では、高齢者を対象とした新型コロナウイルスの定期予防接種に必要な経費を新たに計上しております。

6款農林水産業費は、県補助金の内示を受けて2つの補助金を増額しております。

また、かんがい排水施設に対する補助金として、土地改良事業補助金を計上しております。

10款教育費につきましては、社会教育施設6施設の照明LED化改修工事に係る実施設計業務委託料を増額しております。

また、図書館のエレベーター改修工事について、令和7年度までの2か年で実施することといたしまして、1年目に前払いする額を残した

減額補正をしております。

最後に、11款災害復旧費では、先月8日からの大雨被害に対応するため、災害復旧工事を計上しております。

次に、議案第35号水道事業会計補正予算につきましては、7月25日に発生した大雨による破損した水道施設の災害復旧に伴う修繕費を計上するものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長に説明させていただきますので、御審議いただきまして御決定くださいますようお願い申し上げます。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 それでは、私より議案第34号一般会計補正予算（第3号）について若干御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

一般会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ1億332万8,000円を追加しまして、補正後の予算総額を200億2,327万9,000円とするものでございます。

各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

3ページの第2表債務負担行為の補正でございますが、これは図書館のエレベーター改修事業を追加してございます。

第3表の地方債補正には、社会教育施設の改修事業費の変更に伴いまして、金額を変更してございます。

6ページからの歳入について御説明いたします。

16款の県支出金でございますけれども、こちらは農林水産業費県補助金の内示額に合わせまして、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金と元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金を増額としてございます。

20款の繰越金につきましては、このたびの補正予算に充てる一般財源としまして、前年度の繰越金を増額補正してございます。

21款の諸収入につきましては、新型コロナウイルスの定期予防接種に当たるワクチンの確保事業の助成金、こちらを計上してございます。

22款の市債につきましては、社会教育施設の改修に係る事業費の変更に伴う補正となっております。

では、7ページからの歳出について御説明いたします。

4款の衛生費、こちらは10月から実施予定としております高齢者を対象としました新型コロナウイルスの定期予防接種、こちらに必要な費用を計上してございます。

6款の農林水産業費では、県補助金の内示を受けまして、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、それから、元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金を増額してございます。

また、かんがい排水施設に対する市の補助金としまして、土地改良事業費補助金を計上してございます。

10款の教育費でございます。こちらは市民プラザ、図書館、市民文化会館、雪の里情報館、わくわく新庄、それから、市民球場の照明のLED化改修工事に係る実施設計業務委託料、こちらを増額してございます。

また、図書館のエレベーター改修工事につきまして、これは令和7年度までの2か年で実施させていただきたく債務負担行為の補正をお願いしておりますけれども、今年度で前払いをする額を残して減額補正としてございます。

最後に、11款災害復旧費です。こちらは7月8日に発生した豪雨による道路、橋梁、河川の災害復旧に対応するための経費、こちらを計上してございます。

以上で私からの一般会計補正予算の説明を終

わかります。御審議いただきまして御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

阿部和也上下水道課長 議長、阿部和也。

佐藤卓也議長 阿部上下水道課長。

阿部和也上下水道課長 私からは、議案第35号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、別冊の令和6年度新庄市水道事業会計補正予算書により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、建設改良費について補正するために記載しております。

第3条、収益的支出の補正につきましては、第1款水道事業費用の既決予定額10億2,652万2,000円に補正予定額1,500万円を増額し、計10億4,152万2,000円とします。これは、7月25日に発生した大雨により破損した水道施設を復旧するための修繕費を計上するものであります。

第4条、資本的支出の補正につきましては、資本的支出の既決予定額4億228万3,000円に補正予定額2,000万円を増額し、計4億2,228万3,000円とします。こちらも災害復旧に係る修繕費を計上するものであります。

2ページには、補正予算の実施計画書を記載しております。

御審議の上御可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました補正予算2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号及び議案第35号の補正予算2件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第34号令和6年度新庄市一般会計補正予算（第3号）について質疑ありませんか。

8番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8番（鈴木法学議員） それでは、質問をさせていただきます。

10款教育費、社会教育6施設の照明LED化改修工事に関わる実施設計業務委託料について質問いたします。

こちらの増額した理由を教えてくださいと思います。

また、市民球場以外の各施設に対してですが、増額することで、屋内外、施設内の全てがLED化になるのでしょうか。お願いします。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 ただいまの御質問にお答えします。

社会教育施設のLED化に関しましては、令和8年度までに脱炭素化推進事業債の充当率90%が活用できるというようなことで進めてまいりまして、各施設、今年度実施設計の予算額を当初予算でお願いしてきたところでございます。

今年度に入りまして、事業を進めるに当たり、施設の使い勝手、各貸し館などでございますから、ホールも含めてどのような現状にあるかというようなことを調査してまいりました。それぞれのホールや部屋の必要照度、明るさ、あるいは足りない部分、あるいは調光などを検証した結果、実施設計、設計の部分で必要となる金額が増加したというふうなことでございます。

例えば、野球場で申し上げますと、改修後のメンテナンス性や維持管理費用等を踏まえた比較検討も行うなどというふうなことで、詳細について詰めていくような実施設計をお願いしたいというようなことで、増額となったところで

ございます。

それから、内外全てかというようなことでございますけれども、施設の内側というようにことに限ってのことでございます。よろしく願いいたします。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） 説明を承りました。

施設の内側というお話がございましたが、施設の一部の話になりますが、このたびの豪雨災害の避難所にもなりましたわくわく新庄の駐車場の外灯、こちらのほう2灯が球切れなのか、半年以上ついてない状況だと聞いております。LED化待ちとちょっと私のほうでは聞いていたところではございましたが、ふだん使いでも外灯がついていないのは、夜間使用時に大変危ないとの市民の声もございます。

屋内という言葉がありました。屋外に関して改めてちょっとお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

今田 新社会教育課長 議長、今田 新。

佐藤卓也議長 今田社会教育課長。

今田 新社会教育課長 このたび臨時に8月で補正を要求させていただきましたのは、あくまでもLED化の実施設計というようにことで、施設内のことでございました。

施設の駐車場の外灯の修繕というふうなことで、施設側との話合いの中で不足な部分を協議しておりますので、それについて、優先順位をつけて、修繕費の確保と修繕を行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

8 番（鈴木法学議員） 議長、鈴木法学。

佐藤卓也議長 鈴木法学議員。

8 番（鈴木法学議員） ぜひ安全面の確保や危険箇所の選定、優先すべきところから改修工事の実施のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 6ページの21-4で、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金が載っています。

歳出のほうでも、7ページの4-1で高齢者新型コロナウイルス予防接種業務委託料などがあり、さらに接種費用助成金も出ています。

ところで、新型コロナについては第11波と言われております。この地域での感染状況はどうなっているのか、また、症状など特徴があったらお願いします。

そして、治療費の負担が3万円という方もおられました。現在、そういうふうにならざる高額な治療費になっているのか、また、検査費用はどのようになっているのかお願いします。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 それでは、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業について御説明させていただきます。

こちらの事業につきましては、10月から実施いたします事業でございます。対象者につきましては65歳以上の方、また、60歳以上65歳未満の方であって、基礎疾患をお持ちの方でございます。

接種費用につきましては、国で示しますワクチン単価等が1万5,300円でございますが、このうち国の公費負担として8,300円が国の公費負担となります。

こちらの公費負担につきまして、雑入、6ページに5,594万2,000円を計上してございます。差引き自己負担額は7,000円となりますが、こちらにつきまして、市独自に半額である3,500円を助成させていただきたいと考えまして、最終的な皆様の自己負担は3,500円としております。また、生活保護世帯の方につきましては、全額市で負担するものとして、歳出、委託料等

に計上してございます。

現在の感染症の動向でございますが、最新の8月5日から8月11日まで、最上保健所管内におきましては、1定点当たり9名となっており、微増の増加となっております。

医療費に係る御質問でございますけれども、医療費につきましては、4月から通常の医療体制に移行してございますので、公費負担は終了しております。医療費の自己負担に応じた皆様の窓口負担となっており、高額療養費制度等も設けられてございます。

以上です。よろしくお願いたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 症状が軽いかもしれないという話もありますが、でも高齢者がかかった場合、大変重くなる可能性もあるというのが言われております。そういう意味では、高齢者に関わる方々が、検査が受けられたり治療を受けやすくなったりして、なるべく高齢者にかからないように、みんなで守らなければいけないと思うんですけれども、そういう意味では、高額な治療費負担や検査費用などがあると、医者に行かないというふうに終わってしまったら、知らないでうつすことになってしまうような気がします。

そういう意味では、治療費などへの負担、あるいは検査などの負担、これを軽くする必要が あるような気がするんですが、それについてはどうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 治療費、検査等の負担に対する検討してはどうかという御質問でございます。

10月以降に使用しますワクチンにつきましては、最新のWHOの推奨株を用いることと、基本とされておりますJN. 1系統の1価ワクチンとなっております。

ぜひ議員おっしゃるような重症化予防のために、高齢者の方々につきましては、自己負担が3,500円、市で助成させていただいておりますので、自己負担3,500円ではあります、ぜひ制度の内容、効果等を御理解いただいた上で、10月から接種していただくように広報等も努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 治療費、もしかかった場合の治療費が心配で治療を拒否するというか、そういうことも考えられる、医者に行かないでしまう人も増えるような気がします。

そういう意味では、安心して医者にかかり、治療してもらって、外に出ないようにということも含めてやっていただくことを考えますと、治療費負担を抑えるように援助するべきな気がするんですけれども、どうでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 治療費の負担への助成につきましては、治療費は診療報酬に係る部分でございますので、皆様が様々な健康保険に加入されていると思いますので、そちらに対する補助というものは、市独自では難しいと考えております。

繰り返しになりますが、このたびの使用するワクチンは、昨年度よりも最新の推奨株を対処したワクチンとなっておりますこととございますので、ぜひ御理解いただいた上で接種いただくような広報等に努めたいと思いますし、医師会等とも協力しながら、かかりつけ医の先生と御相談いただきながら、接種していただくべく広報等にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 2点質問させていただきます。

今、佐藤悦子議員もおっしゃられました4款衛生費1項2目の新型コロナウイルス予防接種の件なんですけれども、これは高齢者対応で10月から始まるということなんですけれども、いつからいつまでとか、あとまた回数とか、個人負担は聞きましたけれども、インフルエンザの予防接種なども出てくると思いますけれども、その違いなどについて教えてください。そちらが1つ目です。

あともう一つが、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費のところ、7月8日から7月9日までの豪雨災害のときのものということだったんですけれども、場所はどこなのかということと、あと25日、26日の豪雨災害で、この場所はどのようになったのか、多分傷んでいたと思うんですけれども、そういったところを教えてくださいとありがたいです。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 10月から実施いたします期間でございますが、議員が御質問になりました、現在実施しております高齢者の方々のインフルエンザワクチン予防接種と同じ定期接種B類に位置づけられましたので、対象者の方も同じでございます。

また、実施期間につきましても、高齢者の方のインフルエンザワクチンと同じような実施期間で想定しております、10月1日から令和7年1月31日まで実施することと予定しております。

お一人1回につき3,500円として計上してございます。

以上です。

高橋 学都市整備課長 議長、高橋 学。

佐藤卓也議長 高橋都市整備課長。

高橋 学都市整備課長 災害復旧費の箇所についての御質問でございます。

7月8日からの雨での被災ということで、道路につきましても市道上山屋亀割線、また、上山屋萩野線、いわゆる広域農道の箇所が多かったということでございます。こちらのほうは土砂の流入ということで、それを撤去するための費用ということで考えてございました。

そのほかにも、神室山の道路ののり面の崩壊ということも含めて計上させていただいております。こちらのほうは、25日以降でやはりさらに増えたということもございまして、別の箇所が崩壊しているということもございまして、災害復旧工事に当てはまる箇所も出てきますので、この予算の箇所、当初の箇所について、現状として撤去できるもの、執行できるものについては速やかに執行させていただいて、さらに増えて、災害復旧工事が必要なものについては、そちらのほうでの対応ということで考えてございます。

また、河川につきましても、普通河川、準用河川の芦沢川についての被害ということでございます。こちらのほうも25日からの大雨により、さらに拡大しているということがございます。こちらのほうは災害復旧で今後見ていきたいということもございまして。

ただ、災害復旧工事に当てはまらないような部分、小規模なものであったり、土砂の撤去ということについては、この予算も活用させていただきますので、よろしく願いいたします。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

2 番（亀井博人議員） 議長、亀井博人。

佐藤卓也議長 亀井博人議員。

2 番（亀井博人議員） コロナのワクチン接種についてです。

予算では接種率をどれぐらいで見込んでいま

すでしょうか。

佐藤朋子健康課長 議長、佐藤朋子。

佐藤卓也議長 佐藤健康課長。

佐藤朋子健康課長 接種率につきましては、令和5年秋開始接種で実施しました接種率58%を参照とし、対象者数想定として6,740名として計上しております。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

6番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6番(田中 功議員) 私から、7ページの農林水産業費の3目農業振興費について、このたび2つの事業が補正されておりますけれども、事業内容について教えてください。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 それでは、農業振興費の2つの補助事業について御説明申し上げます。

1つ目が、土地利用型産地生産基盤パワーアップ事業補助金でございます。こちらにつきましては、1つの団体が新たに内示を受けたということでございまして、農業機械等の整備での補助金でございます。

もう一つが、元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金ということで、こちらについても、1法人が新たに内諾を受けたということで、こちらも農業機械の助成事業でございます。

以上です。

6番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6番(田中 功議員) そうすると、事前に申請を受け付けて、それを県、国などに申請した結果の補正になるわけですか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 今年度に入りまして、要望しまして、それが採択になったというようなこと

でございます。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第34号令和6年度新庄市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は討論を終結し、直ちに採決するこ

とに決しました。

これより採決いたします。

議案第35号令和6年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

閉 会

佐藤卓也議長 以上で今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前11時45分 閉会

新庄市議会議長 佐藤卓也

会議録署名議員 鈴木法学

〃 〃 小嶋富弥